

チーム型支援事業 募集要領

I 目的

この事業は、県内の中小企業等が取り組む新たな事業の創出や経営革新等に対して、（公財）ひろしま産業振興機構「広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター」のプロジェクトマネージャー及びマネージャーが当財団に登録する各種分野を専門とする専門家とともに支援チームを編成し、当該取組みに関する経営課題の解決や事業目標の達成についての支援を行うことにより、県内中小企業等を活性化することを目的とする。

II チーム型支援事業の内容

1 支援の内容

支援チームが支援を受ける事業者（以下「支援対象事業者」という。）と協議して作成した支援計画に基づき、以下の事項について、支援対象事業者の経営課題の解決や事業目標の達成のための支援を実施する。

- (1) 事業計画の評価、見直し及び事業計画の作成
- (2) 製品の開発、製造及び改良のための技術指導
- (3) 特許等の取得のための先行類似技術等調査及びアドバイス
- (4) 販路拡大のための市場、販売ルート等の調査
- (5) 商品のブラッシュアップ（商品企画、デザイン等の改良等）
- (6) 財務診断及び財務改善等

2 支援の方法

(1) 専門家の優先的派遣

① 専門家の選定

支援対象事業者の提出した事業計画書等に基づき、プロジェクトマネージャー及びマネージャーが支援方針を検討し、支援対象事業者の意見も踏まえたうえで、支援チームを構成する専門家を選定する。

② 専門家の派遣回数、指導・助言内容

原則として年間14回を上限とし、採択された事業計画に基づき、支援対象事業者と支援チームが協議のうえ派遣回数、指導・助言内容を決定する。

③ 専門家に支払う謝金等の負担

派遣4回目までは無料とし、5回目以降については、1回当たりの謝金(33,000円)と旅費(実費)の合計額の1/3を支援対象事業者が負担する。

(2) 具体的な支援業務を行ううえで必要となる以下の諸経費について、支援対象事業者1社当たり50万円を限度として助成金を交付する。

- ① 市場調査、F S調査、特許権等の知的財産に関する調査に要する経費
- ② 商品開発のための試作品等の製作に要する経費
- ③ 民間企業、公設試験研究機関又は大学で行う性能測定等に要する経費
- ④ 市場ニーズに適合した商品デザイン、パッケージデザイン等の開発に要する経費
- ⑤ 商品及びサービスの広報宣伝に要する経費
- ⑥ その他支援業務の遂行のために支援チームが必要と認める経費

(3) 販路拡大、資金調達等のために商社、金融機関に対してビジネスプランを発表

する「イノベーションマッチングひろしま」での発表，当財団が出展について支援している各種見本市・展示会等への出展等，当財団が行う他の中小企業等支援事業について，可能な範囲で優先的に支援を受けられるように配慮する。

3 支援対象事業者

(1) 経営課題の解決，事業目標の達成により経営の向上を目指す意欲のある広島県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者等で，次の事項のいずれかに取り組むことにより3年後の売上又は付加価値(人件費，減価償却費，営業利益の合計)が15%以上増増加する計画を有する者。但し，第二創業者については，新たに開始する事業の売上が相当程度増加する計画を有する者とする。

- ① 新規性，独自性の高い技術，製品，サービスの開発，事業化又は販路拡大
- ② 既存の技術，生産方式等の革新による生産効率の向上
- ③ 自社の技術，製品，サービスを全国や海外に発信するための技術，製品，サービスの見直しや新たな販売先，流通ルート等の開拓

※ 第二創業者とは既に事業を営んでいる事業所が業態転換や新規事業に進出することです。

(2) 中小企業者等とは，中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する「中小企業者」

- ① 中小企業者：次の表に示す業種ごとに，資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たす者

業 種	資本金基準	従業員基準
製造業，建設業，運輸業及びその他（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ・チューブ製造業・工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

- ② 企業組合等

- ・企業組合：個人事業者や志を同じくする法人，会社等が個々の資本と労働力を組合に集中して，ひとつの企業体となって事業活動を行う組織
- ・協業組合：組合員になろうとする中小企業者が従来から営んでいた事業の一部又は全部を協同して経営し，事業規模の適正化による生産性の向上を図ろうとする組合。要件として，組合員は必ず事業者でなければならないこと。4人以上の事業者で組織できるが，組合員は，原則として中小企業者でなければならない。（定款で定めれば組合員総数1/4以内で大企業も加入可。）
- ・事業協同組合，事業協同小組合，商工組合，協同組合連合会その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって政令で定めるもの

4 支援の期間

支援対象企業に採択された日から採択された年度の末日まで。

III 採択の方法

申込者から提出された事業計画書に基づき、事業性、新規性、成長性等について審査会で審査し、採択者を5社決定します。

審査結果通知後、採択者は、本支援事業実施に係る手続きをしていただきます。

IV 支援対象事業者の義務

- (1) 支援対象事業者は、支援事業を変更、中止又は廃止する場合には、あらかじめ申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 支援期間内における会計年度及び支援事業が終了したときは（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む）実績報告書を提出しなければならない。
- (3) 支援事業実施のための必要経費の助成を受けようとする者は、支援金申請書（請求書）を提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 必要経費の助成を受けた場合、経理帳簿等その事実を明確にした書類を支援開始年度終了後5年間保存しなければならない。また、必要に応じて行う立ち入り検査等に応じなければならない。
- (5) 支援を受ける事業者は、支援終了後3年間は支援事業の成果について、経営状況等の報告を行うものとする。

V 支援対象者の募集

1 公募期間

平成23年4月4日 ～ 平成23年4月28日

2 提出書類

- (1) チーム型支援事業申込書（A4縦）は本財団ホームページからダウンロードできます。
- (2) 申請書類の電子媒体（電子メール、CD等）
- (3) 直近3期分の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書、一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書）
- (4) 会社案内、製品カタログ、写真・図面等取扱い製品等が分かるもの。
※(4)について、申請時点で作成されていないものは提出の必要はありません。
※提出書類のほか必要に応じて追加書類の提出等をしていただくことがあります。
※一度提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

3 応募の方法

郵送・宅配又は直接持参してください。

4 提出先

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

中小企業・ベンチャー総合支援センター 起業化・事業化担当

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1F

TEL 082(240)7701 FAX 082(242)7709

E-mail: sien-center@hiwave.or.jp

※ご相談・お問合せについては、お電話・メール等で担当までお願いいたします。